亀藩名勝考　二

ル 4
4883

麑藩名勝考巻之二

大隅國

大隅本郡名其地在西海之大隅極故名焉○續日本紀和銅六年夏四月乙未割日向國肝坏贈於大隅始羅四郡始置大隅國○大和本紀作大角

延喜式曰行程上十二日下六日所管八郡

三十五郷周匝一百十五里十一町四十間四尺

囎唹郡

舊作襲曽添贈於皆古之襲國也和名鈔囎唹曽於襲襲疊嶂之義又曰膂宍之膂之義○姓氏録序曰天孫降襲西化之時

高千穗峯

日本紀○古事記序作高千嶺○按高高山千獨秀於千山之称穗者凡物抜出子

門ル4
號4883
巻
38- 7248

上之称亦言是山之翹楚於衆峯也一説千
穂祝称也猶水穂之穂一説穂昂火也火常
炎山上因名爲一説峯有穭生稲穂故名爲
大隅日向之界在山半東属諸縣郡西属噌
唹郡故史多係諸縣郡者矣然日本紀謂襲
之高千穂續紀亦謂贈於郡曾乃峯則宜以
収贈於郡不可以繫諸縣郡今據之後皆倣
此

一名槵觸二上峯

言霊歴也二上者此山上二峯
突峭東号矛峯絶頂建矛是大
已貴所以奉献於皇孫之物而皇孫降臨于
玆安置諸山上以鎮標天下萬世者也西号
火常峯火常火上後世終陥凹今俗呼其火
坑称御鉢臨之如千仭谷○史註謂霊矛長
八尺許今其鋒折て幹のみ立り鋒鐔近
き所長鼻大眼乃面係を左右ま紀ー集せ
り其鐔ハ昔時山頂炎ありー時移りたり
とて今三里許の山(此山不動明王の城の)業丹あ至ーまきて荒
嶽権現と称す(降の長サ一尺又六寸)
潭の如きまま霊気の状を濃月ーて尺元

たま或云霊矛は純金あり余鋒幹ともに
祝咎熱祝せしくを貨材何金たるを知らく
あーし山上にあるものは其色縹緑なり其
鋒色黒色なる是蓋寄似と蜜蔑の莫なる
る事ー日本記通證なとまいふ不いふ是的
南世に
天明初年麑府下有黠商池田某新鋳神矛
配立其傍周圍形製稍倣之噫名文之不正
何一到于此孰知無不如林放之嘆深可以
疾矣而某始立此偽矛于山上時怪異白出
且某発異疾暴死其子又爲顛疾無状至于
自抜以研位牌因問命於卜者曰模造神矛
之僭自致招咎全家龍服倉遑昂除去偽矛
矣○同庚戌之夏源青東遊京師嘗謁明経
博士伏原宣條公公曰高千穂山上之霊矛
者實神代舊物先皇寶器夫天地之太古今
之遠其変曾幾乎而屹立以訖于今誠可貴
哉雖公僕理當不問軽重況庶人乎比属如
聞有事一貫豎模作霊矛配立其上有諸清
東揚然對曰山中罕到未之聞也公曰有則

敕之必勿使開偽端遂僭越清東還郷而將告于官既而聞除去之因使余書其事以報公未果公亦沒矣可嘆夫且通證曰近世島津義久配立新牙是妄說之甚未曾有之者矣

霧嶋岑 續日本紀 三代實録

速日峯 日向風土記曰速日郷此所有小峯云速日峯古日神之御孫瓊瓊杵尊皇兄饒速日尊到坐此小峯故曰速日

高千保神社 三代實録 霧嶋宮 日本通紀霧嶋山今作西

奉祀瓊瓊杵尊木花開耶姫火火出見尊葺不合尊玉依姫神武帝

府東北十五里在高千穂峯之西麓

續紀誤續後紀也見于卷六

日本紀曰天津彦火瓊瓊杵尊天降於日向襲之高千穂峯矣○續紀延暦七年秋七月巳酉太宰府言去三月四日戌時當大隅國贈於郡曾乃峯上火炎大熾響如雷動及亥時火光稍止唯見黒烟然後雨沙峯下五六里沙石委積可二尺其色黒焉○其後害暦中大炎糞リ雨石如雹人々負戴疊席避道之方五六里瘞埋田疇

續紀兼和四年八月壬子日向國諸縣郡霧島岑神預官社三代實録天安二年十月廿二日授日向國從五位上高

智保神従四位上今按同日日向国霧島神に従四位上を授らる此し党兄へ是り也今の東霧島也後に出せり

萬葉集廿巻天平勝寶八年丙午六月十七日大伴宿禰家持作一首日向國高千穂嶽今按天平寶字八年正月従五位下大伴家持為薩摩守と續紀に見えたり此歌ハ家持の国に赴し時作を載不知かならんか

久かたの天の戸ひらきたかちほのたけにあもりしすめろきの神の御代よりはしゆみをたにきりもたしまかこ矢をたはさみそへて大久米のますらたけをゝさきにたてゆきとりおほせ山川をいはねさくみてふみとほりくにまきしつゝちはやふる神をことむけまつろへぬ人をもやはしはききよめ仕へまつりて秋津島やまとの国のかしはらのうねひの宮に宮はしらふとしりたててあめのしたしらしめしけるすめろきの天の日つきとつきてくる君の御代御代かくさはぬあかきこゝろをすめらへにきはめつくして仕へくるおやのつかさとことたてゝさつけたまへるうみのこのいやつきつきにみる人のかたりつきてきく人のかゝみにせむをあたらしききよきその名そおほろかにこゝろおもひてむなこともおやの名たつな大伴のうちと名におへる

ますらをのとも

昔は皇孫天津彦火瓊々杵尊をはじめまつり神
津国主とし天よりまいらせたまふより神
武にて皇地より東征して中津国に君となりて
のひし由をのへて且家子孫を箴儆するの辞
を述るものなり万葉集の歌にも喩族歌といへ
るも力の什なるべし

續千載集　法皇御製

須ふらぬ遠日の岸にて降る天の御孫の世は豊国

神道百首　兼邦

以まくら天の村雲神ふれてうつせるかや今ちかの岸

神代評註瀧近曰我秘記稱皇孫尊天降之時天
村雲命從皇孫詔之曰云云乃取天忍石之長井
水誨之曰齋下此水云云即時崇定日向高千穗
宮御井奉仕矣尔後移居於丹波眞井　此雅集　度會延誠

世々をへて汲もたえせぬ天よりうつせる君が稲井の水

通證曰古者主水司獻立春新汲水號曰若水以
供天子朝餉近世元日亦用之至士庶皆倣之忍
石水之遺意也○今も俗忍穂井の名也

肥之熊府島温詩

遐矣鴻古　有神在天
乃眷王域　降岳之巓
維天之妹　在雲漢邊
爰來降宇　厥德價然

後宇多天皇弘安四年壬七月朔日（元史作八月一日 和漢合運閏之異）蒙
古襲来の時天使当社へ奉幣ありし時さまぐ奇瑞の事ありて霊応記に
見えたり○前大守義弘君解纜の時の祈願
文自筆の甲冑（裏紋荊棘）当文内陳に在事詞あり○
内陳に神像を奉置の保古良と云ふもの皆金銀を飾とし
一余漆かけたる扉内陳の
荘厳なり蔵中一とそ云へり

桑原郡國分郷府中村（府中村古の大隅國府也）

和名鈔に桑原郡○府ありといふ所に郷
名國分と云ふ通證曰持統天皇諸国をして桑
を植蚕を養はしむることを勅せしより今桑をもて
名とする此の村多く此に出せり

氣色杜

千載集藻塩草等○杜或作社茅系よ神社
亦訓毛利日本紀生國亀社樹又雜波杜を
当神祠の北にあり○史周本紀曰畢在鎬東南
杜中註徐廣曰杜一作社戰國策曰神叢註灌
木中有神靈託之○今俗表字を用
杜中有天神社或云是神世七代之天神也或

云昂小野天神也
傳記遠失不可考

府東八里

千載集　待賢門院堀川
秋のくるけしきの杜の下風にたちそふものはあはれなりけり

拾玉　慈鎮
ちりかゝる花の色の杜をきてみれは秋のけしきのゝこるもみちね

月清　後京極
小萩原露をそかて秋のけしきの杜の間のこゑ

新古今　摂政太政大臣
秋ちかきけしきの杜になく蝉のなみたの露や下葉そむらむ

千五百番　良平
うつりゆく秋のけしきの杜なれや色そかはらぬ山かけの風

同　公継
冬の色をけしきの杜にむらはけてうつろふ霜の下草

同　三宮
冬ちかきけしきの杜の村時雨あえすもみちの下葉さへ色

千首　為尹
月はおふ秋のけしきの杜の子規いつか流れぬ声も惜まし

夫木　順徳院御製
夕露のけしきの杜にかゝるの下もえの露もつれなかりけり

同　小弁
春の色のけしきの杜の下萩あきまちかねて露そこほるゝ

新葉　妙光寺　妙法院内大臣
鳴ぬ鹿もけしきの杜の村雨にあきのあはれをしらせぬる哉

玉葉　兵部卿有
うつりゆく秋の色の杜なれや露もおきあへぬ秋の木の葉

續古今　二位成実
冬ふかきけしきの杜はかれはてゝ秋の下風

同　左近中将教長
花さかりけしきの杜の秋のまゝにあらしふく

同　前大納言重賢
桜花盛ははやくすきにけり春のけしきの杜の下草

方角集　中務
吹くにはあらしもこえて秋の夕けしきの杜の月影

同
秋はたゝけしきの杜のさしかたきに
大隅に侍りける時人とともに大弐さしける
ほとゝきすなれやけるめのかれはよめる
津守在基

千載集
緑の浜まつらんとみちあまきくもに佗はてしまとしまてふ名の

同郡同郷宮内村

鹿兒島神社 延喜式石清水傳記等今曰正八幡宮 鹿兒島の名義麑島郡條に出せり又

奉祀 彦火火出見尊 神社の東方に鎮山といふ村落あり

此處昔の所跡の地あり麑島神社と神武天皇の御剣建也井上氏神社者ホよ居たり

延喜式神名帳曰大隅國桑原郡一座 大 鹿兒嶋神社○石清水傳記曰鹿兒嶋神社彦火火出見尊也○神書鈔曰大隅國正八幡宮火火出見尊也與宇佐八幡不同欽明天皇五年 或亦二年 合祀仲哀天皇以下今祢豊玉姫 今称大御前 神功皇后應神天皇仁德天皇称之四所宮 東向 是称八幡之張本又一社隼風宮 西向以尊討隼人之矛為神象○玉分ふ之 隼人塚下云柏子橋ヲ見隼人を射しと云 祀日本武尊又菜幡社祀火闌降尊又紀武内社 右羽宮紀姓留守氏 奉之自謂武内之遠裔又云後一条天皇治安元年三月廿一日篤元者下向于大隅國而補任正八幡宮及霧嶋宮之大宮職 云云是税所氏 大日本史 四十四 云 堀河天皇寛治五年辛未十二月十三日丁卯大隅八幡宮火頭書大隅八幡在桑原郡鹿兒嶋神社号正八幡宮所祀彦火出見尊也作六年四月非又曰嘉保元年甲戌十一月十二日庚戌大隅八幡宮又火

日新公八幡宮新建し給ひ遷宮の時の歌
ちはやふる神代にはいまこそねのうつきなるこの度つくりかへてつる彼のあたらしき宮津をたてまつる光の氣示の名
月も日も光をそへて限りなくのちそのさかえは神のまにまに

古昔良貴人晨ニ浣ニ向て自心を同見しと云ふ浣あてふもの近世にハ浪花の叢䕺を浣と称せしもの許ニ在るをハ清来ありし人ぞれをもて筆ニ記るさず盡信ありしや

附
石躰宮

八幡宮の東北にあり所祀ハ　火々出見尊海神宮ニ至り玉ひし潮満潮涸二顆の瓊也故ニ今も旅立する人当の海路ニ此ひ再ひ平安ニ帰りなん事を霊假ニ祈り此社なる石を祈求て持去り再ひ還ものハ其石ニ又一石を添て返しまゐらする遺徳あり今按ニ珠を梭尾螺也ともいへり又石ニ昔於霊鷲山説法云々の文ありなと云たゝしも此二珠を海神ニ請玉ひし伝説ハ天竺の如くありしハ此ニ海路の進退する士卒を指引しのミの備ニハ居えもありさきを拙いふも皆是とも凡古人ハ玉石と称する所ハ自省を法るをさらて徳を脩し臨ニ向て世ニ称ありしよありき後ニ玉とふ事のミありて世ニ称ありし其石を以て玉ニ易利し今の盈岩のさき生之といえり又神功后の三の韓国を征しまひける時も儀幕して海の珠を放ちなし給ふ陸ニ溢死ぬるといふ事ありと此社ニも神功后を祔しぬるハかのつゝ此ものを祭りけるにや故ある厓し法もと後世ニ新田義貞従会の旨鳴を封じ也稲村ヶ崎ニ干潟となりしたまは聖天子威霊の龍神ニ注す所ニありし凡膚の剛いふ事なくあらす志なる小此珠を如き宝ハ珠と云の類ハ後世贋偽の附会ニ出て自重を不揣らの業なるは信するなくしてかなすの石神支の神縁示して更ニ玉なるなる識欲とならしてこの口をもしき

謹按国史謂兄火闌降有海幸弟彦火火出見有山幸夫山海之幸其為何事乎未可知也而観於易鉤敗逝之言則所謂幸者漁猟之謂歟赫赫皇兄弟山海漁猟豈所宜然哉意有説[蓋出見所執御弓箭乃天所謂天羽羽矢是乎故出見曰夫幸天神之所授非汝与吾之私事見天書]夫大隅鹿児島廟地出見所都同郷隼人城[慶長十年前大守義久移城於此時改名新城自同郷]處之墟而其間相距不遠蓋闌降既自伏罪卒使之居焉亦可以想見出見寛洪仁愛之至也初瓊瓊杵俾出見治邦内中域上以山川之職闌降知海江之事而江海之幸不知山川之大且便矣此乃取以兄之欲

易幸也其意奚翅欲易之抑又欲并棄而已矣故各
不獲其幸無佗無意于此而在于彼也卒之以弟失
其一鈎為之説将至残害逐之於海郷之逖其詭巧
可知也（本紀所謂赤女盖蚕女也採口者桍問也闌夆客属蚕女盗取江海事 出見取易持之鈎鈎上此鈎鈎則猶如天柁弓之属専掌）
之斉驗也兄之聞其弟既不危乎幸不逮乎大逆殺蕩者
先代遺老尚有在也

同郡同郷同村

奈毛木杜 古今集 藻塩草

奉祀 蛭兒称二三宮大明神 此是新田墾闢の時社を路上ゟ移す

社記曰是蛭児の所子最初の爲所なり日本
紀云伊奘諾伊奘冊二尊日月二神を始生ませ
し次生蛭子雖已三歳脚猶不立故載之天磐
樟船而順風放棄かきいろの非の御子の御
立のはさる事を哉なきのふみよりて此社号
ありき槃樟私の此所に漂着て遂に蘖を生
し大木となりし社の庭に在る大樟樹
是也其幹数百囲十牛を隠すなる程く枝葉枝

續帰化志云樟高七丈五尺大二十五圍

疏翳蔽としく天に参て数里に蔽ふこの所
奈毛木杜也〇一説に此枝津浜に樹種なつ
てし時ゟ天京よりに抛下しけるを奈毛木杜
と名付し也余嘗て親しく此社中を經廻し
けるに今に其樟枯槁して數百年に及ぬ
と祀官の語りしに猶幹の根株なる所數十囲
にて其幹中悉く空虚となれる人ゟ根株
の大樹ゟ中ゟり生出る等を試に人と根株
の囲を量りしは徑十二尺を拔けり信に非
常の巨木といふべし宝々能く其枯幹の
行盾を以て板屋の材となせしに延しなきを
あとありとて當社の祈に延しなりといふ
ある人も又按蛭児ハ天下に言日子也ルは助
語也天書丹蛭児ハ天下に農神なり幼时よ
り田土をまもる堤を表し田畠の事をの
ミ業とせしのみにあらず蛭の名を假用し
三歳脚不立者誠蛭兒經三年之久是神雲重
農恤民之至如是不後不疑蛭兒遂委任之猶
如放洋之舟得順風無復一念い説に樹種を
抛下し給ひしにより奈氣木の名ありと云

○の又古傳なる屋しろに候記の和歌みえ
當宗毛本を慈歌によせてよみ侍り

古今
ねきことをさのみきゝけん社こそはてはなけきの杜となるらめ　讃岐

拾玉
人しれぬなけきの杜はしけりぬるはてはその名をもらすらん　信仰

六百番
為もおもひしらぬ拙悪をなけきの杜の神にいのらん　権大夫

今茶
いかにせんなけきのもりはしけるともこのまの月のかくれなき身を　橘俊宗母

新続古今
かはりゆく人の契も秋をみてはなけきのもりのこかけたにみし　藤原秀茂

夫木
いつしかとなけきの杜の名をもしらしかゝれときけるむかしの恋の草を植　後鳥羽天皇御製

同
わくらはになけきの杜にゆきかへて忍ふる声はうきつれなし　雅季

同
神さふるなけきの杜の子規引なし絶えすなくといひ　俊頼

同
ほのかなるなけきの杜にいくたひかしらぬなみをもとめつゝ

同
まさしさのなけきの杜のすゑなれや人の流しりけん　信実

名寄
よのつねの姉のとのかは侍人のなけきのもりの杜いとゝこのこゑは　二品親王

文禄年中肥后公の命を受て
此社に詣て　細川幽斎
山ふかくなけきの杜の落葉哉

此社に詣ふてゝ　権中納言家久
古き名のいひつたへ今とても猶なけきの杜のしけき秋

大名光久公元禄七年七十あまり九にや
おはしけり　進悼　平松中納言
添しも此国のなけきの杜のものゝ八十まてもしゐかの杜のちかひ

この社にまうてゝ　三十五首　権頼
老は九秋なみそかあふれなくなりきけなけきの杜といふらん

囎唹郡國分鄕上井村

韓國宇豆峯神社 延喜式〇宇佐記作辛國城加羅 蓋空虛の義なり仲哀紀曰熊襲
膂宍之空國也今此山上を免道といふ名は
宇豆峯三字吉讀あるこのは見あらん、

延喜式神名帳大隅國曽於郡 小 韓國宇豆峯神社
宇佐記曰欽明天皇三十二年二月癸卯豊前國宇
佐郡菱形池上小倉山邊有神託三歳兒告異人大
神比疑曰辛國城八流之幡降 辛國地名在大隅國曽於郡 我是
日本人王十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂也 今按有八
流之幡降當時有天皇附語於人而見神靈之事故
朝廷詔使降旌幡於諸國以祀天皇之靈故有八幡
之称耳事又出于雨森芳洲先生語録〇又按註云
辛國城云云擬之則宇豆峯神社創建于此而所祀
亦天皇之靈歟〇社傳曰祀天兒屋命也〇通證曰
宇豆峯高麗國蔚山之轉蔚山郡今屬慶尚道〇筑
前國風土記曰高麗國意呂山自天降來日桙是韓
國爲高麗宇豆峯爲蔚山而祭神擬天日桙之說也
而當社所祀則五十猛命韓神曽冨理神等也此神
在筑紫或掌種樹或渡楫韓地或爲韓鄕防禦使而
曽冨理添之義所謂曽於郡添之峯此等由其所適
取掌取居以名焉〇興名州曰云云次韓神次曽冨
理神云云韓神掌蹉素盞嗚尊之武以豫爲韓鄕防
禦之備也曽冨理神曽冨理添副之謂夫韓鄕以滄
海分之城其地降接于西州以主鎭邊爲此神與韓
神同掌爲國家守邊要也或所謂韓神園神是也由
此則韓國神社爲韓鄕防禦之神故名爲故祭之西
州以鎭異賊如其辛國城亦因以名焉但曽冨理爲
添副之謂者恐未瑩也嘗遊觀于兹按撿要
害左右囲僻靠山臨川可以備震外患也

同郡同鄕上小川村

隼人城 今曰新城俗稱兒湯神社除丹在里是火闌
降の後裔大人隼人の故墟也城中悉哭

磐と云処に大なる巌岩あり大人隼人の居處と云り

大人隼人記曰大人浦又郎房八上小川村の内柏
子橋にて日本武尊に討なされし柏子橋今は
古倍橋といふ又同郷野口村弥勒寺前に大人を
祀るやしろあり ○按大人隼人は日本紀所謂川
上梟師名取石鹿文也大隅日向
の間に賊魁として此處に占拠せしかは其大
人と称する魁梧俊偉の人なる又其居處小
川の川上にありしか故に名を得しにや又日於
的野八幡は和銅年中大人を祀ると云弥五郎殿
とは後の俗稱名を設ませりと云ふ 今に大
木像にて大人の立像を造りし遺像なともあり
ぬるあり

日本紀景行天皇二十年秋八月熊襲又反
而侵邊境不止（熊今求麿郡 襲師噌唹郡）冬十一月丁酉朔己酉

遣日本武尊令討熊襲時年十六云云十二月到熊
襲國（此熊襲國専指大隅國 時梟師酋長居大隅國）因以伺其消息及地形
嶮易時熊襲有魁帥者名取石鹿文亦曰川上梟師
悉集親類酒宴（蓋設宴次作歌舞也 故後有柏子橋之称）於是尊解髮作
童女姿劍佩裀裏容入梟師之宴室梟師感其容姿
則攜手同席舉杯戯弄時更深人闌梟師且被酒倒
臥尊抽裀中之劍刺梟師之胸未及之死梟師叩頭
曰且待之吾有所言尊留劍梟師啓曰汝誰人也尊
曰吾是大足彦天皇之子也（景行御諱）名日本童男也梟
師曰臣是國中強力者當今未有勝我之威力者矣

不思有復若皇子者也臣以賎奴陋口敢以奉尊號
自今以後宜称日本武皇子言訖乃通胸而斃之故
称曰日本武尊云云既而又征東夷云云（此間文長故略）因
遣吉備武彦奏於天皇曰臣受命天朝遠征東夷則
被神恩頼皇威而叛者伏罪姦鬼自調是以巻甲戢
戈愷悌上道冀曷日曷時復命天朝然天命忽至隙
駟難停是以獨臥曠野孰與語之豈惜身亡唯憂不
面遂崩于能褒野時年三十天皇聞之寝不安席食
不甘食晝夜喉咽泣悲摽擗因以長嘆曰我子小碓
王（日本武之幼名）昔者熊襲叛之日未及總角久煩西伐既

而恒在左右補弼不及然東夷騒擾無可使討者忍
愛以入賊地無一日不之顧朝久進退佇待還日何
禍何召不意之間倏然亡我子矣而今而後與孰人
倶經綸鴻業哉乃詔羣卿命百寮葬于伊勢國能褒
野時日本武尊化白鳥従陵出去云云是三陵曰白
鳥是歳天皇四十三年爲
今正八幡宮の廟側丹準武
尊大人隼人を射玉ふの剣を以祢許すと尊を祀る
尊之蓋草川と象師を判て除一のふの懐剣なる
歴同郡同郷小村
神造嶋々云小浦。武備志同。古文浦交徹と乃
満いふ小村浜より海上一里周回亦一里許
徒満退くと記は
徒浦を垩

大穴持神社 續日本紀○延喜式上古ハ沖洲小嶋今小村の海濱に遷せすと云方松林今

奉祀 大已貴命 左 少彦名命 右 大歳神

續紀稱德天皇天平神護二年六月己丑大隅國神造新嶋震動不息以故民多流亡仍加賑恤又曰光仁天皇寶亀九年十二月前此神護中大隅國之海中有神造嶋其名曰大穴持至是為社爲○延喜式神名帳曰大隅國曽於郡 小 大穴持神社 或云宝字八年甫出化成三嶋ハ屏小嶋擬嶋沖小嶋の三洲あり天八年より至新嶋二年を経て一支年の局なきは新造新嶋も今ハ小嶋の小小隈に成りす○鹿児嶋と信尓村あ今の出分今本宰村之應嶋新社に從ふにきり

附 冨隈 同不浜の辛に略り云方松林の堡障之

文禄五年七月十日ゟ飛ハ左大臣信輔公還京乃時鹿児府より飛て驚ーて船に抄駕ー教良栗ゟ宅に旅宿ーて星ー五日諸伯云冨隈にて私哥の會をあり先年見ー時

立帰る名残をあれ松の外ぞたのまき林の心は 諸伯公

神りきの内けちるみちに涼しき逢ふ挽よりぬるふりけん 書神祝

同郡清水郷姫木村

風杜 方角集一名木枯杜 本枯亦作風字 信器ーて古我社と云杜中大樟樹あり近年枯て倒本と成り女色と名糺 府東北八里餘 存せ于

方角集

限みーふ池の哀あるさとそ君さそ以来香も不咲ぬん

續拾遺集 杜間雪

林の色をちらさぬ木枯のうへの梢ハ雪もたまらす 権中納言定家

まよひぬる人の嬉も不見まつりの杜の下淡ぬ

或人云枯杜ハ岳分にて松本村ニ在と云こゝにも
ら并縁く土人に咨詢すれとも知る者なし
うてしかし松本村ニ林中をさるハ石鳥井に小
烏明神の四字を題せり蓋是歟

補
臺明寺是古刹にして山中幽邃奇古更に無し而
園中に自ら一種の竹ありこれを云青葉笛竹是也
傳ふ一云天智の御代より生するものありとそ寺中
法あり其銘曰偶爲臺明寺是青葉笛之貢御所白
烏龍歸之清蹕也巖石廻外澗水横中遠近仰於靈
緇○索抜帰依爰古鐘銘云天延九年之比鐘改昔
日之小鐘云云下略此銘嘉元元年丁巳冬十一月十
九日大檀那當國守護代左尉藤原朝長稟頼勸進者
當山住僧阿闍梨亮午大工高麗行則同助行と記
せり又こゝ寺の什物を拔ふ文状数通あり今其文
一二を鈔出す上略件貢御笛竹任先例可功調進之
由取令下知也云云平治元年七月十一日目大中
臣判權大掾檜前下略又臺明寺青葉笛竹爲住僧
等恣功用奉織事云云永暦二年八月廿九日國司

代匂當源判目大中臣判外略又應保三年二月十日
臺明寺大衆等解狀之内上略右謹検舊記當山者无
縁孤獨靈崫朝廷鎮護道場也爰天智天皇御
宇之時彼定笛竹貢御所後遥四百餘歳根本大伽
藍也云云下略建長二年臺明寺勸進帳之内夫以
臺寺者天下無雙之靈崫人間第一之梵宮也云云
故老相傳天智天皇御宇青葉二葉笛竹貢御所自
被定最以後五百八十九歳云云可遂往生淨土之
望敬白建長二年八月九日勸進衆徒等敬白源壽
大法師判外略不習笛竹今も猶昔なから其聚りて千
株ほとつゝ其藩の土人たゝ伝ゆ兀とあるもの罕
ありしかて其の人も是を志るもの鮮し嗚呼惜
の頹廢凋落の如く嘆すへし此竹の本由ハ余君
命を奉して著す所の本藩物產志竹譜の中に詳
録す寛政丙辰冬十二月八日本藩の儒臣小形て
曽槃志るす

同郡曽於郷重久村

夕暮関　府北八里半

此旅嶮を今関の坂と云嶮阻の石碇あり
又関の北爰にて佛堂あり日々松永村有
夕暮の杜といふを
のあり

同郡福山郷宮浦村

宮浦神社　府東九里餘

奉祀天神七代地神五代神武天皇

延喜式神名帳曰大隅國曽於郡小宮浦神社

此處佳例川内村あり
他る是あり

和名鈔云囎唹郡葛例

肝屬郡内浦郷北方村　和名鈔肝屬岐毛豆岐圖書編作起麻子起武備志作内浦

高屋山上陵　日本紀和名鈔作鷹屋　府東十九里

日本紀曰彦火火出見尊崩葬日向高屋山上陵是也。延喜諸陵式廟陵記曰高屋山上陵彦火火出見尊也在日向國無陵戸。山陵在山上山名曰國見山麓有廟號高屋大明神蓋此名也又左方有天子山者景行天皇行闕處故名焉日本紀曰景行天皇十二年秋七月熊襲反而不朝貢云云十一月到日向國起行宮以居之謂高屋宮十二月癸巳朔丁酉議討熊襲於是天皇詔群卿曰朕聞之襲國有厚鹿文迮鹿文者是両人熊襲之渠師者也衆類甚

多是謂熊襲八十梟帥云云十三年夏五月悉平襲國因以居高於屋宮已六年也 今按襲西郡今の大隅也俗云下大隅。又

此書紀云于南濱海之畿為什麼鳥思迷是なり又學康文迎康文八蓋今の康屋々の織蔔也和名鈔作康屋是之

大隅國風土記曰髮梳村髮梳者隼人俗語久四郎今改曰串卜鄕。和名鈔作始羅郡串伎今俗作串良鄕府東南十三里。又隣鄕高隈鄕高隈嶽高山の内也

同郡始良鄕上名村

吾平山陵 日本紀吾平即始良也和名鈔大隅郡始腊今始羅郡訛云始羅郡蓋始与始字相似故訛耳今始羅与始羅其地隔絶也圖書編謂腊孛剌

府東十二里

日本紀曰彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊崩於西洲宮因葬日向吾平山上陵是也 西洲宮者古事記所謂高千穗宮也

延喜諸陵式廟陵記曰日向吾平山上陵彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊在日向國無陵戸 山陵在大巖洞中崖中潤五畝餘立祠其上又東前隔小川有廟是謂鸕戸權現始尊聖誕于同國今日向国那珂郡宮浦鸕戸濱故廟諱因其生土示不忘初也可愛之中山陵高屋山上陵吾平山陵此三を覺藩の三陵といふあり

菱刈郡 和名鈔菱刈北志加里菱刈郷あり今本城為木馬城湯之尾の巳々々をいふ菱刈邦々如雄を表むう菱刈氏の居城あり

菱刈野 府北十三里

按仲哀紀皇后遣吉備臣祖鴨別令撃熊襲辛卯至層増岐野といふ層増岐即曽木ありて野を刈菱刈也然る

檜垣集まかりなみさつまのあつう之しう
まのいまハちうりとよみーふ

春の二字残りておもふにそれは持きしひしく見雅ハ以万太古敷けれ
なりのひと山の大ミりと風をしり侍りのハいまハちのうかりぬべし

大隅郡佐多郷田尻村

大隅浦　懐中抄云佐多浦○土曲有也の浦　懐中抄にに座の薩摩と隔ふ此処なり

懐中抄
家ちかく浜辺きころハ大隅のうらうらと見わたりおほえ入ぬらく

是大隅の浦名所なるはいにしへとふをはるかなり
一説に大隅の浦ハ紀伊国の浦とかいへり

御崎六所権現

奉祀底筒男中筒男表筒男上津少童中津少童

底津少童　伝日本紀ニ見ゆ　蓋祓除の遺

府南十八里

神廟の四周皆亀尾蘇鉄万株繁茂す大赤松
のかはりしきかひ中祚廟に僅に一径を通せり○御
岬ハ即大隅の隅極にありて南海に突出する事数
十町皆磐巌嶒叠雲濤曠の海洋乱礁暗沙勁浪盤
きは一激蒼穹を凌く弘舸巨艦といへとも誤て其
渦て脈潮極て無度の危ありと或ハ没蕩す蓋
際を過り聯県の安危戎船ありて此あり於
東海の中尾間沃焦てふもの是なりせす但御岬の
な小舟のほき八敢て知るを経過の時を候ひ一葦
半ハ数歩の断間あり舟人海潮の便利とす
みにて此るを過ぎ行出入して舟航の便利とす
のことし
同郡田代郷大原村山中花瀬川といふあり府東十
六里川の澗二十間よ長弐里余一面石壇平等に
して河水の流す所に清漣文をなし潺湲として停らす流れ
なふして常に渚漣文をなし清川の左右岸上汀辺
郁とき躑躅おほく春は日水紅に映すさるは正
見桃花流依然錦紅色なり名残りおほかりし流
落て精ヶ瀬となる又研石を出す其質堅黒にし
て清瀬の産に亜く土人三春の月を以群聚琉

瑟ナ御と云ふ其名中古より既に著はさし事ハ細なりし
て後考を竢

同郡

櫻嶋 本朝文粋等ニ云向嶋武備志同是麑嶋并
對侍するの名之櫻嶋といふなり櫻を
一葉海上ニ浮てより名付る嶋の名はさ
しと云旧説あり 蓋木花開耶姫の名によ
なりとある歴し方角葉ヲ薩
摩の内に収免しハ誤なり

府東海上一里周囲七里
山上八分より上ハ三條の外かへし浮るを一里
といひ浮るを十八町と云皆九折の險阻之巓并
淵あり嶺に神祠あり麑火ヲ出見尊を祀る又月
韓凡尊大関律令を以配祀すと云故ニ兜を虎し
て為武者名を漳て敬誕するものは月韓尊を
奉祀するなりと云

續日本記天平寶字八年（按十二月条下）西方有聲似雷非雷時當大
隅薩摩両國之界烟雲晦冥奔雷去來七日之後乃
天晴於鹿兒嶋信爾村之海沙石自聚化成三嶋炎
氣露見有如冶鑄之為形勢相連望似四阿之屋為
島見埋者民家六十二區口八十餘人 以下畧 鳥鵲洲
沖小嶋 沖小嶋較大なり櫻嶋の西南にあり蓋國
分今麑嶋小嶋に對して沖といへり鳥洲
ハ最小なり故に麑府の南にあり方に人住むの
なしといへり類る離れ嶋す歴し○今桜嶋紀洲
載櫻嶋涌出なるを記し其化成三嶋の状あ承ニ八年
承ゐ上の形と彷彿よりしより俗年号の字を先
して天平峯宝字峯ホ
の名を呼なり

本朝文粋 櫻嶋忠信落書
陽春詔勅多哀樂 半盡開眉半叩頭 官爵專非
功課賞 公私寄致贖勞來 除書久待貢書致

直物遅期獻物収　故大閤賢歸衆望　左丞相佞損皇猷　忽逢魚水恩波濁　共見駿河感涙流
雖向和風櫻獨冷　被雷治腰露橘先抽　近臣貪欲世間歎　外吏沈淪天下愁　費用金銀千萬両
沽亡山海十二州　依此落書拜任大隅守云云

林子曰是見文粹其註曰依此落書拜任大隅守云云按古事談有忠信赴任大隅之任然不記何代人則元可考爲文粹旧本刊本共多闕字今叩朱書補之此落書諷刺其時政然未知件指何等事也彼因此落書任大隅守則不遇其讒而蒙徽祿乎抑亦左降西海窮遠之地乎今試以駿河感涙句推言之則一條帝永祚元年相國藤賴忠公薨封駿河國謚廉義公所謂故大閤賢皈衆望又曰共見駿河感涙流者悲慕賴忠乎先是賴忠為関白十年既而辞職藤兼家得志一條即位為攝政賴忠薨而未幾兼家進爲相國此時左大臣源雅信與兼家結婚相睦所謂左丞相佞損皇猷者是乎又同年左大將藤原朝光因病辞其職明年右大將藤済時轉左所謂櫻獨冷橘先抽者託言于左近衛櫻右近衛橘乎或曰櫻者忠信託其氏言官冷乎橘者當時橘姓者登庸乎其餘今不能強解焉

奥義抄序にいはく姓いうりをもちあつむ
大隅守櫻嶋忠信郡司の翁を免しかける時よみてゆるさるゝ哥

老はてゝ雪の山をはいたゝけと霜とみるにそ身はひえにける

拾遺和歌集に
大隅守櫻嶋忠信か國に侍りける時に郡司の頭白き翁の侍りけるを召しかんかへんとし侍りける時翁のよみ侍りける

老はてゝ雪の山をはいたゝけと霜とみるにそ身はひえにける

かの哥によりてゆるされ侍りけり

宇治拾遺物語

としをへてかしらの雪ハつもれともしもとみるにそ身ハひえにける

各まて彼の翁見あとよみたり

西行法師

夜なのりしらぬ者あまさへ清涼の御手本を書きしが如くなすらん
名もしらぬ世の人なり桜島も其まゝにて書くへし西あけぼの

旧記に応仁二年桜島山大火を発し文明三年
又大焼上り人馬死傷ふ可勝紀ものあり西
沙原ゑ又日州へして後稍止と称留ち文庫記書
みへたるより
又安永八年十月朔日 大小焼上す此変小焼上
記を可載

安永嶋　即安永八年櫻嶋焼上の時涌出する所の新嶋なり粗其月日を左に述ふ

余嘗聞之天地之體日月其精靈其火水即二氣之妙用萬物統會不外于茲矣故以木金與水火並称者非所聞也夫號我邦曰水火之國称吾神人曰日水曰日瓊二者温潤相成天地乃以伊奘氏語陰陽者爲之爲人間生生乎其中自相忘弗之察而已矣夫智之欺者為其易物理爲愚之惑者為其蔽物理爲而日月之食四時之更世常見而信之未之有疑也然至天火水之無極則尋常取希物理不能窮者世固既不得而無之今夫過於智之易錮於愚之惑

率未足有以盡斯理也安永八年癸亥十月朔日辛
亥大隅州櫻嶋有火變爲一時天揺地震自晡昔九月廿九日夜亥上刻方數十里間地吸頻然無息時以至翌朔日未尅櫻嶋之上下出一帶黒烟須乃大鳴動而背面之冢東南両口一擧炎上矣具事狀始末已詳先生所撰炎上記云越比及
五日火更東轉從海中炎具又從海底發起也奮振
扇動滄溟以之洶涌山嶽以之鳴吼爾乃猛焔沸騰
於爲使潮勢溢陸海邊居屋漂室穿墻其患亦夥魚
龍黒敎蟲介熱傷舟楫常有飄蕩之忌覆溺之虞至
若夫鬱煙歊烝也不知幾重疊上之聳九霄星斗要
曜疾風巴敢披散烈聲呼號也磤礧連轟聽下之響

八埏膽寒魄褫不測復將何作硫黄臭氣時熏莫不
掩鼻屢生忌嫌晝夜洒々燀々雷厲電激冥々焱々
晻暐焜煌須臾千態俄頃萬狀則不可窮盡諸筆言
也而以洎翌歳九年甲子其火勢浸微又閲月餘炎
息突然出現者即安永島也安永島之出亦未可頓
知之或曰泥沙之凝滞或曰浮石之屯聚或曰出没
易處隱顯有時昔者所覩今則無之今且所成如明
日何抄忽之間難巨細認之頗似有鬼神陰來相之
異言相喧聒街談交紛紜若是蓋期年完然島嶼正
新成爲既而分出列見者凡以五數其二以癸亥十

一月六日丙戌見是為豚兒洲（以亥歳亥日発火而成故名焉云）最
大其一以甲子四月六日甲寅見是為中洲（以在于島之中間也）其一為水花洲（以浮石屯聚也）其餘差小倶合而名之曰
安永之嶌以安永年涌出也遠望皚乎若積雪坦然
盖距櫻嶋可半里北瀕福山鄉而其最大者周匝一
里許長於東西北脊隆高南面夷平數百歩茀艸叢
生其上燕鷗來巣子玆於是乎漁客蜑人亦可以止
泊碇宿也予嘗按續日本紀光仁天皇寶亀九年
十二月前此神護中大隅國之海中有神造嶋其名
曰大穴持至是為社爲今以爲小嶋是也予謂海中

之嶋往〻而在顧豈有神造之理疑史或為之説或
曰神造猶言天造也予也惑焉今乃會安永嶋之成
因再謂夫有物斯有理天地中間未可曽言物而無
之原野拾蛤殻山巓遺蠣房光天之世不亦近乎况
夫造物者之無極以眼前之智欲窮之則易以虫〻
愚深疑之滋惑矣凡是皆不能盡所以為其理者也
已矣然則神造涌出亦何擇爲今也於斯安永島人
自觀以為世固既不無之而未聞貽疑於其間者也
如予嚮有疑於史可謂為愚所錮矣吁非之所惑於
彼今則發此過欲記安永嶋之状故並論之庶乎私

以備後之莫而觀之而或有疑於斯篇者云

天明五年乙巳某月日記某

櫟島小引

予初抵琉陽所聞所謂櫟島者嶺々奇峰具四時之佳景亭々孤嶼依八面之驚濤非經久之云舟行二百里非無風不易達是以未遑問津一日者其住持不石上人以櫟島四詠遙寄索和予尚未睹其人未履其地於見其詩亦可約略其島中烟景悉見于内人並探臥吟鍾談因答拙作而說洞公流上人來訪予不啻親見焉請序焉予以未至不能詠乃公不以予為不文不得予云不止猶固託心公繪圖以示且述其山居勝概崕洞奇句泉瀑杜鵑并十月之花

之妻又嶺溪舟犠千尋之埜九夜其多寫照秋波益
影真山画目藏峰多雲無殊玉於崑崙与夫巧為名
花不可独指足別根端之大琛也予寛不能名云之
愛師所聞和歌書以畀之岩康照業已矣偶月定彼
庭琴水翁長旅檔菴氏影於中山侠院

探端四韻次不石上人之韻

春

遥指中山外一天杜鵑花候淑光牙叢圓錯粗珊瑚
出百丈瀑段似雲統

夏

奇峰列叉倍崢嶸如削芙蓉插漢天不以星搖枝為
外宅竿流入小滄浪

秋

本是靈崛怪石堆自木鹿木落益崔嵬下仙仍影忠
山下先伏窓風一洗来

冬

候当十月値純坤万緑資生来有痕特雪編放来此
為雪中定撫化崑崙

紛影探端山峯次不石和尚元韻

奇峰傑出海之天影與須弥北極近瓦銑春光翠絡

錦城人運筆書假紀

右春

深青嫩緑両堤隣下映滄溟上映天回雪清風生翠

簸将原収入釣魚船

右夏

黄葉紛紛混作堆玲瓏装實露花崩雪山一同分明

現展乳洞通要来

右秋

雪包山容一抹埤蓬如擲髄補瘢痕瓊枝玉樹重重

出雛是蓬莱第一番

右冬

絶境偶来幾山支那道逸草草書

熊毛郡 和名鈔熊毛久末介

多褹嶋 續日本紀○日本紀作多禰者指す所今の琉球なり後ふくる也唐書作多尼明世法録作多襯圖書編作多藝州蒼霞草両朝平壌録並作多熱島海嶋諸國記日本風土記武備志等並作種嶋佗尼什麼登壇必究等作種子嶋是我今俗の所書よ依るなり

府東南三十九里周匝四十五里西去益救嶋七里○村數十八

古え今は屋久嶋を益救熊毛の二郡として多褹嶋に隷て一国となし造を置き多褹對馬並云島の今の壱岐對馬のごとし故に国史多褹島を係るる此ゝ枚挙に遑あらず粗二三事を抜萃す

南嶋志引日本紀曰天武天皇十一年秋所遣多禰島使人等貢多禰國圖其國去京五千餘里居筑紫南海中其國粳稻常豊一殖両收所謂多禰國流求也當是之時南海諸夷地名未詳故因其路所由而名多禰嶋郎路之所由又大寶中併益救島於多禰島置能滿益救二郡以為大宰府所管之一○續紀文武天皇三年秋七月辛未多禰等人從朝宰而貢方物授位賜物有差○和銅七年四月辛巳給多禰島印一圖○天平五年多禰島熊毛郡大領安志託等賜多禰後國造益救郡大領加理伽等多禰直委く

屋久嶋の條　日本後紀天長元年九月太政官謹奏停多禰嶋隷大隅國事右参議太宰大貳従四位下小野朝臣峯守等解伱謹檢案内太政官去二月十一日府伱件嶋南居海中人兵乏弱在於國家非杆城又島司一年給物准稲三万六千餘束其嶋貢調鹿皮一百餘領更無別物可謂有名無實多損少益右大臣宣奉　勅宜勘利害言上者南溟淼〻無國無敵有損無益一如符旨須停嶋隷大隅國計其課口不足一鄉量其土地有余一郡能滿合於馭謨益救合於熊毛四郡為二於事得便者聖帝登樞事期

濟世明王布政理貴適時臣等商量昔漢元帝納賈捐之言罷珠崖郡前史以為美談後世称其英烈雖建國量疆非無分野而恤民救急猶棄洲郡況溟海之外費捐如此加以往還之吏漂亡者多運送之民蕩没不少守無益之地捐有用之物求之政典深違物議伏望依件停隷以省邊弊伏聽 天裁謹以申聞謹奏聞○同年十月丙子朔停多褹嶋隷大隅國

國神村

浦田神社 即浦田の湊に在 種島の宗廟也○和漢三才圖會云熊毛大權現是也

奉祀 彦火火出見尊 葺不合尊

神代巻塩土傳曰熊毛郡熊毛神社是也

此嶴島中の[illegible]之港口東に在り東風には[illegible]あらし又堺村[illegible]浦に川港あり川の曲三巴にして[illegible]大船を[illegible]泊す[illegible]唯赤尾木をハ總嶴とも云 今按後漢書倭國列傳以来亶洲といふものあり 亶一作澶 皆云日本の地内なり 所謂亶洲即是多褹島となり 亶洲多褹嶋音訓相通せり 詳なるをハ本編考に出せり

日本記通證曰鳥銃有種嶋者天文八年南蠻船着牟羅叔舎來多褹嶋赤尾木湊傳鉄炮術於多称嶋北條時尭見後太平記江源武鑑九州記及南浦文集其製原出自西蕃波羅多伽児國今按る說を以て種々の說あれとも[illegible]本浦文集の説其実を得たり

呈しる石掃豸ヶ事なとは偽説也又按海東諸國紀曰庚寅三月遂與宗義智等同發時義智献二孔雀及鳥銃槍刀等物命放孔雀於南陽海嶋下鳥銃於軍器寺我國之有鳥銃始此○何氏兵録曰中國原無鳥銃傳自倭夷始得之此与各種火器不同利能洞甲射能命中弓矢勿及○経國雄略曰鳥銃傳自倭夷十發九中即飛鳥皆可射落因是得名支那の鳥銃の製始て本藩より傳て中國に移く而後朝鮮に渡し唐山小轉移もり宜乎本藩其術に達し其妙を窮る事の多き国是也 或謂鳥銃は其機巧の設自鳴德に因し凡西洋人奇巧

由設支那及ささる有りされは其天主教の流を惑しるを乱すを月氏の法又不及なり猥に初其邪教を禁せらしのちは絶しといふなきなり

馭謨郡

和名鈔馭謨五牟

益救嶋

延喜式○日本紀夜句續紀夜久益久夜古両朝平壌録日本風土記並作養久山海東諸國記作赤嶋圖書編作葉活嶋琉球國志畧作野古

府南四十八里周匝三十五里港九大小村落二十餘○所隷永良部嶋

日本紀曰推古天皇二十 年掖玖人來○隋書琉求傳作邪久唐書作邪古者並今の南海諸島に混し称するものみにして其の叙謨郡一島を指言

さるとのにいろす通證曰琉球上世與掖玖混同其名所謂小琉球者或指益久而言世法録海貝亦可證也按今本嶋人七嶋を指して土噶喇といふなれとも土噶喇ハ其七嶋宝嶋の名也掖玖又北方の陸に近き嶋なれ本嶋を始て掖久といへり当時南嶋の名称未依は也即本嶋考に出續紀文武天皇三年秋七月辛未夜久從朝宰勿貢方物授位賜物元明天皇霊亀元年夜久來朝各貢方物と其訓謂掖久是亦も彼琉球なり同紀聖武天皇天平五年六月丁酉多褹嶋熊毛郡大領外從七位下安志託

等十一人賜多褹嶋後國造姓益救郡大領外從六位下加理伽等一百三十六人多褹直能満郡少領外從八位上粟麻呂等九百九人目居賜直姓其益救能波二郡即今の屋久嶋にして此嶋に多褹嶋に隷せられ別して益久嶋の名ありし沿革にしては種嶋條に見えたり　又按　天平五年熊毛益救能波の人皆に姓を命して姓を給ふの垂針一千一百十六人なり其子孫とし斷と化し去て猿となり此さうまりふは今にまて遐曽遠族なる屋し而を今種子屋久の嶋民ハ平氏の諸裔久治の諸燼と見なる丁抄て見来なしうつしても又其称を得て其傳も称せるをなうれハ詳なるを考へなし同紀孝德天皇天平勝寶六年正月癸丑太宰府奏

入唐副使従四位上吉備朝臣真備船以去年十二月七日來着益久嶋自是之後自益久嶋進発漂蕩着紀伊國牟漏崎

八重嶽

八重嶽ハ益山の統呼なり島中の奇観皆絶枚挙すべからずすなハち江川のもとを以て推知るべきのミ其層巒重巘錯峙羅列若断若聯八百萬をもて数ふべし蓋八重とハ八重の峰の連なるをいふ（山峰多きを八重と云八雲の八の如し）山に峰多きを称するの詞にして未益久の一嶋皆峰巒にして峰皆青翠叢灌にして未嘗て斧斤を入れず碧樹緑杉鬱々蒼々雲を凌ぎ天に参る一山を過ぎれば又一山あり更に峯を攀ぢれば更に峯あり谷以て究むべきハ一流川あり源谷無底絶壁天垂或瀑布万丈流潤百道あるものミにて千山之雪百川之水ゆともに流れ出で其中に疎絶として崇高なるものを御嶽と云一曰宮之浦嶽二曰永田嶽三曰栗生嶽三山對立乃形鼎足の勢あり其嶺の岩各数條あり三峯の絶頂四時水雪推積す其峻嶠赫々天衢に交ハり蒼穹を凌ぐごとのミ山腰常に雲霧縈帯して雨東を兼ぬ衆峰の尾ゑに巍然たるハ宛も児孫の爺奶を擁従するに似たり唯海に浮て島をさるを数十里始て三峯の冢を望すべし蓋星槎勝覧所謂重曼山山海経日月所出入豈此山峯を云ふにあらざるなり

花江川（ハナエガハ）

川カハと云益久の方言此すの流を谷内川と云源栗穂川の源之谷内ハ多中栗穂ハ安房○天然にて畳山剰ふの京なり花卉芳樹霊巌奇石環繞蟠結其江の源にて水至す海面平等に流れ凡そ奇術にて詞人於客筆言及ぶとハいへり蓋傳言神仙秘區と称古の所謂蓬島瑤池と云其の悪を此所に移さるもとを去る人や芸如き殆寰宇の遊棲本藩第一勝なる處故の

宮浦村一品浦

益救神社 延喜式○俗称一品寶壽権現 又嶽権現あり

奉祀 彦火火出見尊

延喜式神名帳曰大隅國馭謨郡一座 益救神社

宮浦八景

一品浦夜雨

近渚篝燈小漲雲度大江却侵商客夢微雨入船窓

芦のまよひにそよく風にふる雨ハおとそそめぬる浦の苫舩

爁燭山秋月

涼風吹木葉明月玉啄秋影擁金波色瓊々滄海風

秋さむき山のあらしにみてる月ハ千里の外ニ影をしめして

潮酌渕常燈

潮至松間靜孤燈徹夜寒々幽魚窺影衆漁父下釣竿

舟よせし浦なみよする磯乃灯を見るたひ影のさむけき

久本寺晩鐘

樵爨江村暮孤鐘棲鳥歸爲憐金刹境使物動清機

杉むらにあらはれ見えぬ山寺をそれとしらする入相のかね

羽神嶽瀑水

水勢割山涌千尋素練懸神龍蟠屈處時可上青天

山たかみとりもかよはぬ雲ゐより落あやしくたかゝる糸

後藤原夕照
郊原低接海天際都斜暉林外酒家在樵漁多酔帰
夕日さす浦中の里のとまやよりさはくいさり舟のいとなく

城之平舊迹
上古平城迹髑髏創業人英雄千載後一望湿衣巾
いつのよかこのあるしを残しぬむかし偲ひき城跡の名残

檜尾山暮雪
群岳拱具下峥嶸積翠誇可憐雲外雪日暮盡爲花
しられぬる山の根花とみゆきにちとせ人も見るかまいらん

城之山嶺松
嶺松霜雪古碧色大虚空中有金湯固千松東鎮雄
高根屋のはとあらぬしとたよりまきて雲るに清く松の一むら
○此島の後の女々なせの流黄岐に於ひし時
居ろうるは…
○恕竹居士は安房村の佛ちかありて備のごとく
みして實は儒者なり一儒も桑文集に見えたり
為民今に至りて其法を養ひ其徳を仰くとぞ

永良部嶋
益救之南去三里周匝亦三里
今日口永良部即益救の属嶋なり
圖書編曰南浦葉嶌蓋是也
口永良部よりは七島を経て大島深井浦まで七十
又里洋海を阿麻美津之戸と云是阿麻美島の後
る諸海中にある之阿麻美は即天孫の遠称本島

贈唹郡末吉鄉二方村（此處大隅日向二國の界なり二方村の名あり山上神籬の側に宇婆石とて日隅の界石あり中より自ら二に分れて日向大隅に分る此より東南半里許を檍原と云次の檍原を嗣出せるものなり又大隅の尾際に載せるあり）

住吉神社（山上に在石階数十級あり右叢灌茂密乾中檍樹多し）

奉祀底筒男命　中筒男命　表筒男命

府東十四里

日本紀曰伊奘諾尊沈濯於海底因以生神號曰底筒男命又潛濯於潮中因以生神號曰中筒男命又浮濯於潮上因以生神號曰表筒男命是即住吉大神也○住吉旧記曰攝津國坐住吉大神和魂也荒

魂ハ筑紫小戸ニ鎮坐○神書鈔曰住吉大神其荒魂在筑紫之小戸和魂神功后皇征三韓之時隨玉體而顕坐攝州云云○摂津風土記曰所以称住吉者（此間文略）時到於沼名長岡之前（今住吉南前也）乃謂斯實可住之國遂讃稱之曰眞住吉住吉國因是定神社今俗略之稱須美乃叡云云○渋川春海曰夫天文者造化之首於筑紫日向小戸測日之三天悟而曜之道暦法者天皇之元入於華夏和朌橿原序年之四時隨天道之影自爾以降為神聖之政事也我國立天統當與天地無窮者矣所以諸國士道准之

正姓撰氏國守連綿而至于今萬國無倫矣（以下略）○續紀聖武天皇天平九年云云是四月乙巳遣使於伊勢神宮大神社筑紫住吉八幡二社及香椎宮奉幣以告新羅無礼之狀今按南社記曰長門の豊浦之住吉筑前那珂の住吉後世所勧請也然るに續紀所載は南社なるへし又按大隅佐多の岬御崎大明權現ハ住吉三神及上津少童命木大神を奉祀す蓋伊奘諾尊祓除の所なるへし西の海の歌說するなり

續古今
西の海檍原の潮路よりあらはれ出し住よしの神　卜部兼直

津守國量

橘の小門の潮路にあらはれて昔ながらの神の神

風雅集 寄月神祇 宗祇法師

の跡にのこる心をかけまくもかしこきよしの神の

一首は元よりちきりまつ松の言の葉山水と弁

住吉の社奉納 松間部公 弥伯公

数の此歌を編して和歌を詠しける門

住吉大明神の歌とて 中納言爲久公 宰相 右大臣

す 春 たちよりの神のまもりを松の風吹そへよかしまの浦よ

み みちのくは霞の立わたりいつまてもおもかけのふるへの雪

よ 月すの浦立ならぬ中つ月の影のとりにしほはいなん

し 夏 猿かまむ里の垣ねや巨人の木かけをはなるかなん

き きよつかねに吹すさひて郭公きてもよの声をきかまん

い 秋 磯とその杜のあらぬゆふへく詠めてあかぬ月の色哉

み みちのくは宿りの夜や仙人のまつらとなかるにしほ藻の露

や 冬 花ちりのぬるき世は宮の鶴のねなる岩木枯てつけゆく

う うちなく積れる雪も吹さかる代は時雨のあかれなん

お 霞たちしきる花を来のそくと木の下におほえく友千鳥は

む むかしの今はたえしと羽をかはし枝をはらへぬる中のちよりは

此外文数歌至今略之

大隅國名所未考

茂杜

名寄 みよし野のあれは此杜もなし山中なるへし

追考すへし

六帖 み山なる木すゑのうへの霞たちこれ為いつくにもあらはれそ

おもふことなかなか物にはなる山なるしたりの杜はしられなん

以上大隅國　終

日向國

舊事紀曰朝日直映國夕日日照國是日隅薩之舊統名也○日本紀景行天皇於丹裳小野東望之謂左右曰是國直向於日出方故號其國謂日向國○國和名鈔日向比宇加○日向風土記曰日向者日神之皇孫始向此國臨觀之名矣不云比牟加比而曰比宇賀者牟加比對敵之稱也宇賀敬順之詞也

延喜式曰行程上十二日下六日周匝二百八里三十三間

諸縣郡

和名鈔諸縣牟良加多日向風土記曰此郡曩日無鄉村里之名唯縣耳有焉因云諸縣鄉十二莊三今一郡所管十九鄉六十四村周匝九十五里七町十間半

同郡末吉鄉南鄉村

檍原 日本紀○日向風土記檍原郷ハ兒湯郡の中ニ載たり檍原ハ曠野なり東笠野原ニ接ー俗ニ椋を青木の訓ニ讀は訓あり

檍大明神祠

奉祀伊奘諾尊也　祭禮十一月廿四日

府東十四里餘

日本紀伊奘諾尊曰吾前到於不須凶目汗穢之處故當滌去吾身之濁穢則適至筑前日向小戸橘之檍原而祓除焉又曰故還向於橘之小門而祓濯也

見具日還向之言則諾尊居于茲者著矣或謂在于筑前國那珂者皆非也○仲哀紀皇后親為神主云々對云於日向國橘小門之水底所居而水葉稚之出居神名表筒男中筒男底筒男神之有也

神道百首　卜部兼邦

橘の小戸乃みそきをはしめにていまもきよむる吾身なりけり

此邊ハ東を招堺と云其地ハ郡の高原高城林の名太初伊奘諾尊旧跡の遺墟なれはなり夫日向とハ天日ニ向ふの靈域なりて檍原ハ必身を滌き玉ふ所の神蹟なと云ふの所此変あり○橘ヶ嶽○櫻谷○速川○小戸池 上瀬中瀬下瀬の流端ニ沿て橘谷と称る所速川の瀬なり橘ヶ嶽高く聳て雲樹蒼々と壷沼三瀬決々として風景香を送り四季草色を滋せり実ニ靈跡勝境と云ふ粗卜部兼連の記ニ見えたり　日向風土記ニ書は橘小戸郷ハ兒湯郡ニ載たり説略此

檍原故蹟記

日州橘之檍原上古之神迹也載于國史在于人口炳々焉神代巻曰伊奘諾尊當滌去吾身之濁穢則往至筑紫日向小戸橘之檍原而祓除焉遂将滌身

之所汚乃興言曰上瀬是太疾下瀬是太弱便濯之
中瀬也因以生神号曰八十枉津日神次将矯其枉
而生神号曰神直日神次大直日神又沈濯於海底
因以生神号曰底津少童命次底筒男命又潜濯於
潮中因以生神号曰中津少童命次中筒男命又浮
濯於潮上因以生神号曰表津少童命次表筒男命
凡有九神矣其底筒男命中筒男命表筒男命是即
住吉大神矣底津少童命中津少童命表津少童命
是阿曇連等所祭神矣今郡吏藤原久行語覺嶋諏
訪神主藤原信秋曰我生神國尊崇神明且吏此郡

也豈不亦至幸哉願增舊制以攄我懷信秋感其恭
敬之志共以告諸太守源中將光久朝臣朝臣載喜
載命乃令信秋圖其地形而屬予作之記予按地圖
則河水映帶山巒逶迤宛如展輞川圖矣其崛起乎
中央巃嵸撑天者橘嶽也麓有真津男神社而面中
瀬巽方有下津方男神社而並下瀬艮方有上津方
男神社而對上瀬其瀑流噴激注而為三瀬者櫻谷
也望之林巒鬱紆者住吉神社也前太守常謁此廟
詠和歌冀神庇為其下有小戸也今則稍荒癈猶雲
夢作入欲檍原以南則海洋也曩祖兼直歌曰西之

海檍原之潮路與理現出志住吉乃神蓋詠之耳予於是難曰物有理則必有迹與神宜太祓之說如合符也昔者司馬子長登會稽探禹穴李太白以七澤之觀至荆州況今靈蹤奇迹在其封内者乎宜矣大守標之新之也且夫蕩滌中瀬而化生九神者蓋清淨直心而已矣所謂包天地之表出日月之上蟬蛻於塵區者也若能擴之而體此心則通之事父遠之事君暨風光雪月之情無處而不至爲按先儒以舞雩為上巳祓除之所加旃祓禳於四方左氏之所誌在于彼其來尚矣　我邦

天子詔有司修祓除國司亦令寮寀修焉凡以六月十二月為式謂也神事也邑謂之政事亦宜豈小〻故事哉今太守祓除于茲諷詠于茲斯國向淳素斯民遊清淨則他日致德堯舜繼職禹稷者其亦庶幾耶於是乎予不能固辞聊述舊史之旨以為記

天和三年五月　從三位神祇管領卜部朝臣兼連

同郡高原郷 高原ハ高天原の略なり古事記所謂高千穗宮の旧跡あり。荒木田清武歌に 文枕志るつ磐根を立素の高天の原やまつ霞もしらん

霧嶋神社 延喜式。今曰東霧嶋宮

奉祀伊奘諾尊并祔祀　同于西霧嶋宮

府北二十六里 文廟の下に所迎と称する霊沼あり

延喜式神名帳曰日向國諸縣郡一座 小 霧嶋神社

三代實録天安二年十月廿二日己酉授日向國從

五位上霧嶋神從四位下 同史同日ニ而霧嶋高智保神ニ従五位上を授ら

是し宮居なり是則高智保の神霧嶋神と八別所なり

なるべしと知るべし但八高智保の峯の下に祀なり

東御所両處權現是亦伊弉諾伊弉冊尊を祀る

蓋皇宮の墟なるべし

祓川 名所之是より熱湯川あふれて凡里あまりと

同郡同鄉佐野村

狹野神社

神武天皇之廟也

相傳 天皇初聖誕于同郡高城此処祀天

皇号狹野權現天文中迁庙于此也

日本紀曰狹野尊亦号神日本磐余彦尊所称

狹野者是年少時之号也後撥平天下奄有八

洲故復加号曰神日本磐余彦尊○神武紀曰

天皇諱彦火火出見纂疏曰彦火火出見之名

冒祖号者孫可為父之尸故也因是後世子孫

之襲名其祖考之諱者起于茲

同郡高岡鄉去川村

去飛川 延喜式今作去川

府東北二里 同九里半海上

是日向國大川之河流急渡鵜石瞭同名のなり

法華嶽あり高山の内なり

同郡飯野郷末永村

白鳥神社

奉祀日本武尊　府北十八里

日本武尊景行天皇第二皇子なり二十七年御年
十六才にして日向国に下り熊襲の渠帥川
上梟師をいて大倭国へ年人はけて伊勢
しめいて以後東夷征伐して帰京の中途伊勢
の国にて薨し給ひて尊の霊白鳥となり
陵より白鳥となりて去る故に此所ニ霊を止め
古今無双の英傑にてましますれは此所に
祀りては天の神霊永く西旅をまもりて長く其威
を顕はすをこしめすとかや
今此所の嶽山中にて断崖如削の中に数十
所の宮址あり川流の旁泉石頗る奇なる桟凌
青嶂日あけられとりて一経を攀躋る

なれ山伐斧片を出して傍に故冢墨く
としてむかし人宅ありし所の如しと此塚は太古
熊の年人古捨の地なれハ其故壇之とそ云傳へ
し白鳥山の内なり

同郡同郷大河平村

麓山祇　韓山の中に在り　俗云玖瑠孫
此處千仞之峯百丈之谿ありて其谿底より天に
挺生の大石ありて其圍み綿巴の如
きをもて俗に綿巴と稱して是を攀るを得り

日本紀曰伊奘諾尊斬軻遇突智命為五段　云云其
三則手化為麓山祇　麓此云簸耶磨　即是なり
凡此邊を真幸と稱す延喜式には真研に作れり
また真幸の人此處吉田の庄と云ふ
又栗野ありて文治元年十一月に太宰府弘に此
より征韓の役に赴きのふたり今此處を積りて是は

其途を旅しつゝけて
此乃山川を旅とありみけれはしかもとは名たかきの里
人々名所を訪ひけれは
かの松ちの名のみはのこりてきこえけれ
と哀むしゆかしけれは当時の人に此家の実に有
に勇みありけれは松と云樹ありて実
を松穀と云此樹ありしより名藩の名産之真橋
となるはあしらひて
此時先代の君老新納忠元遂に大口城を出て千
里の地まて公を送りまいらせ其の老おひきて此所
に来りのよめるを残しけるとて
あき風やまたも帰らんほとはおもひしもむかしとなりぬ
公御返し
春立や又帰りこむとそおもふなるこのみちのくにはるかなれ

此につけて公のおほえならては一万の小
勢にて細川の孤塁に拠て防いの兵十余万と防戦
しつひに遂に明け渡しの後は三万八千七百余の
軍勢を率し関原の役には五百余の孤旅を振
めて府師と混同して東軍の重囲を出て尽百
里の山川を跋渉して同しくしてひしは偶々長
や豊甲斐利公武勇智謀の名やけきといふそも
あらて只君と臣と人を一にし身を合せるの
致す所なる也自ら書出しての家臣身と
云ふの身は祖先世々徳化の篤きに厚なりと
いひあひし公の歌に
人のよにいはるへしけるそ我身のうけのあとを思ふ年
此一首　天明の比御歌
当今御製
愛るなき民にうけても身の人はいかなる
此農事と世に称したる身の恐の何とも民
を慈み給ふなりしは宜を民の御父母
なりしとは宜を民の公の上を称
して武事の余りに文学関わりて評せしは
何るそや記誦詩章を文とはいふへからす

同郡高城郷東霧嶋村　一云妻万村

都萬霧嶋神社　亦作妻霧嶋　東霧嶋

奉祀木花開耶姫　祔祀四十八社あり

府東北十九里　所山上に在り　荒川筋十一里

日本紀一書伊奘諾尊拔劍斬軻遇突智爲三段云

云々此所俱に二の磐石あり大さ畝をこの里中分

支那不載ゆゑ于し併れ二段の蹟也といふ

附録

那珂郡宮浦村鸕戸濱

鸕鷀殿　神代塩土傳俗作鵜戸　或云宇土　此更今係飫肥管内飫肥府南三里十八町

日本紀云　云　是鸕草葺不合尊降誕之處也海濱有

大巖窟南向窟中建廟祀尊也古語拾遺曰天祖彦

火尊取海神之女豊玉姫命生彦瀲尊誕育之日海

濱立宮于時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍作帚

掃蟹仍掌鋪設遂以爲職號曰蟹守　今謂之掃部者掃守之譌也〇

或云鵜戸とハ產殿あり鵜の羽の戯

ふさえしハ古傳の語次のまゝあり　乳房石　御

手洗泉　鵜嶽　弾琴松　等の名所あり

熊府島温詩
維此神武　纘
緒克仁　天之
所予　厥命維
新　敬畏上帝
撫綏下民
德馨升徵　景
偏未臻

琴彈松 重之家集。松樹在海岸頭具下立琴引松

しらなみのよりくる糸をゝにすけて風にしらふる琴引の松

宮崎郡下北方村

神武天皇御廟

此處は天皇舊京の墟にして勝れたる景地といへとも山河蒼々雲氣靄々として萬古の九重遺蹟あるを偉なる丹墀縁して百寮右冠の儀を観るに慌惚たり已に丹墀化して反て荒蕪となれは續繁を帷幄を為さゝるを以て久しく便利とは換むかしはなるはなし 按續日本紀神護景雲二年七月十一日日向國宮崎郡人大伴人益所獻白亀赤眼青馬白髪尾云々蓋靈地異産あるを知るへし

兒湯郡井門田里穗木原

都萬神社 延喜式續後紀作妻々作妻万

奉祀 木花開耶姬

會祀 霧島宮 第一彦火火出見尊 第二國常立尊 第三瓊瓊杵尊 第四豐斟主尊 第五天狹霧尊 第六國狹霧尊 是を霧島六座といふ然れとも霧尊の次第最尚然とす云々

又矢久止宮 高千穗宮 江田宮 櫛間宮其外攝社末社凡十八祠あり事多きを以て略之

延喜式神名帳曰日向國兒湯郡 小 都萬神社

續日本後紀承和四年八月壬辰日向國妻神預官社。三代實録天安二年十月廿二日己酉授日向國從五位上都萬神從四位下 々按日向風土記謂兒湯郡氣理爲郷ハ蓋此處なり又能因歌枕日向國名所の内よ津波のしまといふは即此所をと霧島と共にいふ所か

あるなし彼茶寿嶋此地を祀の神号く本薩管内
なる珠々寿嶋亦此を同し○一説に能周郡杭の
つまのし彼ハ薩摩国甑嶋を指いふあり和名鈔
に甑嶋郡都萬といふものこれ之となるへり未知
是非識者に尋ぬへし

附言同郡本城村六日町にて寛政元年巳酉の春
土人地を掘て形似四阿屋白土を以て堊之丹朱
を以築実せしの如きの中に鉄鎧二領剣一把刀
九柄骨鎧三面鉄鏃数本小瓷瓶一口を獲たり又
曲玉羽玉の属数顆大小ふ等皆青緑瑩潤あり其
鎧の札鉗鉅をもて綴属し今の製と異なり刀剣
ハ鉄錆の為に朽腐せるものあり しといへとも蓋弓等の属あるも皆朽
磨せしむ 骨鑑三並に背に鼻鈕あり又神仙或ハ
禽獣の状を陽識に發紋可観也郭璞に篆文の
如きあれとも読へからす 其形所謂神代文字に類
す或謂是秦漢古鏡皆と然し尾不啻に合せとも
云当時識者謂是或ハ本の天皇陵寝歟或謂是古昔
の土窟耳と云々按古ハ大連小連の类をも世に山
稜を崇ると今に在なり 礼記曰少連大連東夷之
子其善居喪とて孔子称之ありし嘉加翁文集
に家邦王公よりて庶人に至るまて皆三年の喪を
致す佛氏薦礼の弊を開く人も一定して邃

今枘大塚より西八幡更の東田中また石人多く像あり俗云石天王といふハ西方をおしれ

み喪を經ぬるの流風を爰ちりとつふ嘆卒故み古は上下なみ葬礼似甚重矣手訓以彩唱之物る以徇葬詳于孝徳天皇本紀又筑後風土記云上妻縣〻南二里有筑紫君磐井之墓墳高七丈周六丈墓田南北各六十丈東西各四十丈石人石盾各六十枚交陳成行周匝四面當東北隅有別區號田衞頭其中有一石人假容立地號曰解部前有一人躶形伏地號曰偸人側有石猪四頭號曰贓物亦有石馬三匹石殿三間石藏二間古老傳言磐井生平之時預造此墓通證曰寛延中圖考在一條村南長嶺山中石殿今猶全存石人僅遺其一為左右警蓋古之俗也梅村載筆曰近於泉州岸和田發堀石棺内外多得石履石合子云史霍將軍傳註云去病冢上有豎石前有石馬相對又有石人也灸轂子曰漢以來人臣墓有石人羊虎石柱之類又曰天智紀碑之註曰藥師寺佛足石歌伊波介惠利都久○今按貞享年間所摸寫下野國那須郡湯津上碑云朱鳥元年巳丑四月飛鳥淨見原大宮那須國造追大壹那須宜事提評督被賜歳次庚子年正月二壬子日辰節弥故意斯麻呂等立碑銘偲云尓全文八行行十九字合百五十字也元當作四郎持統三年也評與郡同

訓見継體紀評督領見延暦儀式帳又慶長年間山
城國高野土人鑿山得石棺有圭首鍮板長可二尺
廣可二寸有欵曰飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝
任太政官兼刑部大卿位大錦上背刻曰小野毛人
朝臣之墓營造歳次丁丑年十二月上旬即葬字躰
瘦清駢以石函毛人諱訓抄云訓衣比須小野妹子
臣之子也丁丑即天武六年也又慶長初年創大佛
殿於洛東運礎石於山科堀地得石棺發之衣冠儼
然亦有銅板彫刻甲子姓名而字畫不鮮須臾皆
朽敗云此可以考碑銘誌石之古式亦足以觀當時

法制之盛意故附之于此云今此墓の外椁石灰を
ぬりて塗たるなり｜は孝徳紀に帷棺漆塗といふの類
ゟ史紀張釋之傳以北山石為椁用紵絮斮陳漆其
間索隠斮陳絮以漆着其間也文公家礼治棺内外
皆用灰漆といふ今此外椁の石灰の如くなり
｜ちは石灰をぬりて塗たるなるへし又數
顆ハ先古法以及嬰｜飾玉之或云冠弁の装
束之或云飯含の珠之（唐韻琀玉送修口中玉也説文贈喪之物珠玉曰琀○文公家礼飯含有）孝徳紀曰無施珠襦玉押通證引漢董賢傳
曰東園秘器珠襦玉押豫以賜賢師古曰珠襦以珠

為襦如鎧狀連縫之以黄金爲繼要以下王為押至
足亦縫以黄金為縷○伊藤氏曰百年前丹州明智
氏采邑土人堀地得一石槨中有人彷彿似道士之
狀遍躰綴珠為衣如鎧甲時呼為猷ロ袗恐古所謂
珠襦玉匣之類當時百濟最與我親豈得其制耶蓋
古ハ私按るに喪葬の礼をも重し所謂三年之喪
不啻も外蕃にまてハ又あそり近刻六物新志所
著木乃伊圖解曰西洋人古昔王者の葬をもて
屍中に填実のことへ入り本邦昔ハ縉紳家の人
玉鏡剣をもて葬に備へしことあり三器ハ智仁勇
の徳を象るといへり然ハ此物ハ上刹の世日向
のもちゐし人の墓壙なるへし知るへきのしるしなし續
日本紀天平寳字六年正月從五位下田口朝臣大
戸為日向守○天平神護元年十一月奈良麻呂等
事覚之日仲満誣以黨逆左迁日向掾私按奈良麿橘氏也仲満
時任大納言贈太政大臣藤原武智麿子豊成弟也延暦六年閏五月丁巳陸
奥鎮守將軍正五位上百濟王俊哲坐事左降日向
權介也より以下三代實録にいたるまてその為日向
の守介掾に列ほの人枚挙に遑あらす當時日向
ハ従八位從五位上下の官人なれハもし彼玉佩

の爲建之又按喪葬令曰凡墓皆立碑記具官姓
名之墓と然れハ刻字の碑もなく又役字碑もなし
蓋古陵墓而不損之謂乎然ハ此所天皇山陵に非
さるや明らかなり又其種の墳墓なる知るへからす
といへとも粗其事を記して後の参考に備のみ

日向國名所未考

ゆふの浦　あまちまの里　いそなの寺（出能因歌枕）
みかさ　すゝと（見新古今　共ニ出夫木集）
右按此等の名所新葉兒藻管内に非る歟

或云みかさハ帝神功皇后熊襲の白羽熊鷲
を征伐しのふとき飄風忽チ起て皇后の御笠を吹
墜しけれは其地を御笠といへりと書紀
にみえたりけるの笠野原なる所にありしといへり
按此笠山ハ如何なる所にありや未詳
追して参考を俟耳

以上日向國諸縣郡　終